

重要事項説明書（賃貸借）（實田 正雄 様 210号室）

契約種別: 重要事項説明書

重要事項説明書（賃貸借）

賃借人：實田 正雄 様

貸主は、賃借人に対し、下記物件の賃貸借契約の締結に先立ち、契約に関する重要な事項を次のとおり説明します。

【貸主】

法人名 株式会社dhpケアマネジメント

代表者 代表取締役 吉田 俊輔

所在地 〒541-0058 大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目5番17号 アップウェル船場 2F

【本物件の表示】

物件名：いいすまい塚本（パシフィック塚本）

部屋番号：210

所在地：大阪市西淀川区野里一丁目32-14

種類・構造：鉄骨造7階建 総戸数96戸・面積15.21㎡（但し造作一式付）

居室面積：15.21㎡

【付帯設備】

バス・トイレ：各居室／水道：公営／電気：100V／冷暖房：エアコン完備／その他：冷蔵庫

※ガス・電気は各自で個別契約・自己支払となります。

【賃貸条件】

家賃：月額 40,000 円

共益費：月額 5,000 円

管理費：月額 5,000 円

水道代：月額 2,000 円

火災保険料：22,000 円（2年毎・当社指定保険会社）

礼金：138,000 円

契約期間：2026年7月15日 から2027年7月14日 まで

【契約期間・更新】

契約期間は上記のとおりです。期間満了の1ヶ月前までに貸主・賃借人いずれからも書面による申し出がない場合、賃料等を除き同一条件で更新されます。

【解約予告】

賃借人は、退去を希望する場合、退去日の1ヶ月前までに解約通知書により貸主に予告するものとします。予告期間に不足する場合は、不足分の賃料・共益費・管理費等を申し受けます。

【敷金・原状回復】

契約終了時、賃借人は自己の費用で本物件を契約締結時の原状に復し、貸主に明け渡すものとします（日常生活による自然損耗を除く）。預託金がある場合は、未払債務・原状回復費用等を差し引いた残額を返還します。

【禁止事項】

貸主の書面による承諾のない増改築・模様替え・転貸、共用部分の用途外使用、近隣に迷惑を及ぼす行為（騒音・ペットの飼育等）、反社会的勢力の利用その他公序良俗に反する行為を禁止します。

【生活保護受給者の場合】

賃借人が生活保護を受給している場合、住宅扶助費について保護の実施機関による代理納付の方法により賃料等を支払うことができるものとします。この場合、賃借人は代理納付に必要な手続に協力するものとします。

【火災保険】

賃借人は、貸主指定の賠償責任保険付きの家財保険に加入するものとします。

【苦情・連絡先】

本物件・本契約に関するお問い合わせ・苦情は、貸主（上記連絡先）までお申し出ください。

【説明・同意】

私は、本重要事項説明書について説明を受け、その内容を理解した上で、賃貸借契約を締結します。

説明年月日：2026年7月15日

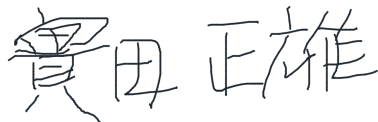
賃借人氏名：實田 正雄

■ 電子署名の記録

署名者: 實田 正雄

状態: 同意・署名済み 署名日時: 2026/07/22 13:09

署名:



IPアドレス: 106.146.71.210

この文書はDケア電子契約システムにより生成されました。

契約ID: cmrlcrqyl000xb2dwdx9qi0jj

作成日時: 2026/07/15 09:39 締結完了日時: 2026/07/22 13:09

PDF生成日時: 2026/09/12 20:25